

始良小学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

心身共に健康でよく学び、豊かな情操と確かな学力を身に付け、想像力と実践力のある思いやりの心をもった子どもを育てる。

【家庭・地域との連携】

- ・PTA生活研修部
- ・学校評議員会
- ・学校関係者評価委員会
- ・民生委員等
- ・始良っ子見守り隊

【いじめ防止対策委員会】

(年間計画の作成・実行・検証・修正の中核)

【目的・役割】

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員や専門的な知識を有する関係者により構成されるいじめの防止等の対策のために組織を置く。学校の取組が計画通り進んでいるかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証等をPCDAサイクルで行っていく。

【組織構成】

校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談係・その他必要に応じた関係者および外部専門家

【関係機関との連携】

- ・市教育委員会
- ・警察
- ・医療機関
- ・児童相談所
- ・市役所
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・スクールカウンセラー

【教育活動の重点】

(全教育活動において)

- 1 子どもの安心・安全を最優先するとともに、善悪を正しく判断し、社会規範を守ろうとする子どもの育成を図る。
- 2 基本的な生活習慣の形成と健康の保持・増進を図り、健やかな心身を持つ子どもの育成を図る。
 - ・基礎的・基本的な知識及び技能を身につけさせ、これらを活用して課題を解決するための能力を育み、主体的に学習する態度を養う。
- 3 家庭や地域社会との連携を図り、特色ある教育活動を展開する。(子どもの主体的活動)
- 4 児童会活動の充実(児童会テーマを中心とした自主的な活動を推進させ、学校生活をよりよいものにしていくという意欲を高める。)
- 5 いじめ問題を考える週間や人権週間等を充実させる。(人権標語等を募集・掲示し、子ども自らいじめは絶対に許されないということを啓発していく。)

【いじめの防止対策】

- 1 教職員は、いじめ問題はどこにでも起こりうるという認識のもと、いじめは深刻な人権侵害であるということを念頭に置き、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯でいやしい行為である」という確固たる意志を表明し、いつでも人を思いやる心を持つための指導に当たる。
- 2 心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、子どもが主体的に活動できる、また互いを認め合える授業作りや集団作りを行う。(学級・学年経営の充実)
- 3 情報モラル教育を推進し、子どものモラルの向上を図り、保護者への啓発にも努める。
- 4 自らの行動や考えを見直す道徳科の授業や、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめ問題について考え、議論する活動を推進していく。
- 5 保護者は、いじめ問題はどこにでも誰にでも起こりうるということを認識し、「家庭・地域社会・学校」みんなで子どもを育てていくという意識を持つ。また、子どもがストレスに適切に対処できるように、日頃から子どもの様子をよく観察し、助言したり、温かく見守ったりする。

【いじめの早期発見への対策】

- 1 教職員は、日頃から子どもとの信頼関係の構築に努め、子どもが出すサインを見逃さないようにアンテナを高く保ち、いじめに対し、早い段階での的確な関わりを持つ。また、転入学やクラス替え時は、ささいな変化に気付くことができるよう、より一層注意する。
- 2 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、子どもが相談しやすい環境を整え、いじめ問題の実態把握に努める。また、「学校楽しいーと」や「SNSチェックシート」の質問紙を活用する。
- 3 子どもは、悩み等がある場合、1人で抱え込まず、「相談することは恥ずかしいことではなく、誰かに相談するべきだ」ということを理解し、先生や保護者にすぐ相談する。
- 4 保護者は、日頃から子どもの様子を注意深く見守り、子どもの変化に気づく努力をする。さらに、問題発見時はすぐに学校へ連絡し、学校・地域社会と連携して問題解決に当たる。

【いじめに対する措置】

- 1 いじめを発見した場合、特定の教職員だけで抱え込まず、いじめ防止対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげ、被害にあった子どもを守り通す。
- 2 教職員は、事実をよく把握した上で、被害者・加害者の子どもの心のケアを行い、再発防止に向けて指導する。
- 3 重大ないじめ問題と認められる場合は、直ちに専門機関と連携して対応していく。
- 4 被害にあった子どもは、事情や心情の聴取を受け、その子どもの状態に応じた支援を受ける。
- 5 加害者となった子どもは、再発防止に向けて適切な指導を受けるとともに、子どもの状態に応じた継続的な支援を受ける。
- 6 いじめ問題に関係のある学級、そして学校全体では、事実を明らかにした上で、それぞれに応じた聴取や指導、心のケアを受ける。
- 7 被害者・加害者の家庭は、要望や意見の聴取を受け、事実を理解し、これからの子どもの指導・支援に学校・地域社会と連携を図りながら当たる。
- 8 重大ないじめ問題と認められる場合は、事実を確認し、今後同じことが起こらないようにPTA会合等を開き、対応について話し合う。
- 9 パスワード付きサイトやSNS、携帯電話等のメールを利用したいじめなどについては、情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対しても携帯電話等の取り扱いについて啓発を図る。

【生徒指導体制】

- 1 子どもが互いのよさを認め合える授業や仲間づくりを積極的に進め、一人一人に居場所のある学級づくりを基本とする。
 - ・QUテスト・心のアンケート
- 2 学年会での情報共有と対応策の検討(毎週水曜日)
- 3 生徒指導対策委員会での情報共有と対応策の検討(毎月第4金曜日)
- 4 生徒指導主任を中心としたPCDAサイクルの確立(職員朝会、生徒指導連絡メモ等を活用し、小さなことから報告し合い、いじめの防止、早期発見に努める。)
- 5 子どもが相談しやすい環境作り(特に養護教諭や担任以外の職員に相談しても良い環境作りに努める。)
- 6 職員研修の充実(年2回以上の研修を設定し、教職員の意識の向上を図る。事例研修や問題点の共通理解、対応策の検討、生徒指導の全校体制の構築等を行う。)
- 7 学校ネットパトロール事業検索結果の活用
- 8 SC、SSWとの連携
- 9 啓発資料の活用(学級PTA等で資料を提示し、みんなの問題であるという意識を高め、複数の目で子どもたちを見守っていくことの大切さを確認する。)